産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和8年度

設　置　者　名	弟子屈町
施　設　名　称	弟子屈町産業廃棄物処理施設
設　置　場　所	弟子屈町字美留和160番1、同160番2、同227番、字美留和原野49線西4番4、同4番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）
法第十五条の二の三第二項　次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

Ⅰ　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成９年法律第８５号。以下「平成９年改正法」という。）による改正前の法第１５条の許可又は届出に係る廃棄物処理施設には「維持管理に関する計画」の策定が義務づけられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受けるまでの間は、維持管理情報等の公表に係る改正規定のうち「維持管理に関する計画」を公表する部分については適用しません。

Ⅱ　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

１　受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量
２　最終処分場維持管理状況
３　最終処分場残余容量の測定
４　廃棄物の展開検査
５　最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
（１）　地下水観測井（上流）
（２）　地下水観測井（下流）
（３）　浸透水観測井

1　受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量　　単位：kg

項　　目	４　月	５　月	６　月	７　月	８　月	９　月	１０月	１１月	１２月	１　月	２　月	３　月	合　計
①金　属　く　ず	1,060	5,260	1,980	20	30	280	6,890						
②ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	1,360	2,970	170	410	8,380	8,100	1,130						
③工作物の除去に伴って生じたコンクリート	6,210	49,580	6,180	90	47,570	64,960	46,240						
④舗　装　の　破　片	0	0	0	0	0	0	0						
⑤廃プラスチック類	2,830	5,420	390	2,200	1,830	1,980	4,220						
⑥①～⑥の混合物	21,290	18,950	12,520	16,300	26,390	30,460	10,740						
合　　計	32,750	82,180	21,240	19,020	84,200	105,780	69,220	0	0	0	0	0	414,390

2　最終処分場維持管理状況　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号（第1条第2項第7号）

維　持　管　理　の　状　況		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	備考
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	点検日	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	10月30日						
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無						
	必要な措置を講じた日													
	措置の内容													

3　最終処分場残余容量の測定　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号（第1条第2項第19号）　　単位：㎥

維　持　管　理　の　状　況	点　検　頻　度	測　定　年　月　日	埋　立　容　量	埋　立　済　容　量	残　余　容　量
残余容量	年1回				

4　廃棄物の展開検査　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号ロ

項　　目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合　計
実施回数	30回	51回	32回	28回	37回	65回	60回						303回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入が認められた日													

5　最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等

（１）地下水観測井（上流）　　採水場所：　　弟子屈町字美留和160番3

①毎月検査　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号ハ

項　　目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	2月	３月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日	9月2日	10月14日					
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日	9月17日	10月23日					
塩化物イオン[mg/L]	8	5	10	16	7	8	8					
電気伝導率[mS/m]	21	8.4	8.4	7	27	26	27					
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無					
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年１回検査　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目		項目		項目	
採取した日	5月13日	トリクロロエチレン	＜ 0.001	チウラム	＜ 0.0006
結果の得られた日	6月1日	テトラクロロエチレン	＜ 0.001	シマジン	＜ 0.0003
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ジクロロメタン	＜ 0.002	チオベンカルブ	＜ 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	＜ 0.0005	四塩化炭素	＜ 0.0002	ベンゼン	＜ 0.001
カドミウム及びその化合物	＜ 0.0003	1,2-ジクロロエタン	＜ 0.0004	セレン及びその化合物	＜ 0.001
鉛及びその化合物	＜ 0.001	1,1-ジクロロエチレン	＜ 0.01	1,4-ジオキサン	＜ 0.005
六価クロム化合物	＜ 0.005	1,2-ジクロロエチレン	＜ 0.004	塩化ビニルモノマー	＜ 0.0002
砒（ひ）素及びその化合物	＜ 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	＜ 0.001	異常の有無	無
シアン化合物	ND(<0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	＜ 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	＜ 0.0002	講じた措置の内容	

（２） 地下水観測井（下流）　　採水場所：　　弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号ハ

項目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	2月	３月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日	9月2日	10月14日					
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日	9月17日	10月23日					
塩化物イオン[mg/L]	6	5	5	4	4	9	10					
電気伝導率[mS/m]	56	7.6	8.2	21	62	90	96					
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無					
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年１回検査　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目		項目		項目	
採取した日	5月13日	トリクロロエチレン	＜ 0.001	チウラム	＜ 0.0006
結果の得られた日	6月1日	テトラクロロエチレン	＜ 0.001	シマジン	＜ 0.0003
アルキル水銀化合物	ND(<0.0005)	ジクロロメタン	＜ 0.002	チオベンカルブ	＜ 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	＜ 0.0005	四塩化炭素	＜ 0.0002	ベンゼン	＜ 0.001
カドミウム及びその化合物	＜ 0.0003	1,2-ジクロロエタン	＜ 0.0004	セレン及びその化合物	＜ 0.001
鉛及びその化合物	＜ 0.001	1,1-ジクロロエチレン	＜ 0.01	1,4-ジオキサン	＜ 0.005
六価クロム化合物	＜ 0.005	1,2-ジクロロエチレン	＜ 0.004	塩化ビニルモノマー	＜ 0.0002
砒（ひ）素及びその化合物	＜ 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	＜ 0.001	異常の有無	無
シアン化合物	ND(<0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	＜ 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	＜ 0.0002	講じた措置の内容	

（３） 浸透水観測井　　採水場所：　　弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号ホ

項　　目	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
採取した日	4月17日	5月13日	6月3日	7月1日	8月12日	9月2日	10月14日					
結果の得られた日	5月1日	6月1日	6月15日	7月13日	8月26日	9月17日	10月23日					
生物化学的酸素要求量	＜　0.5	＜　0.5	＜　0.5	＜　0.5	＜　0.5	＜　0.5	＜　0.5					
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無					
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年１回検査　　※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令　第2条第2項第2号ホ

項　　目		項　　目		項　　目	
採取した日	5月13日	トリクロロエチレン	＜　0.001	チウラム	＜　0.0006
結果の得られた日	6月1日	テトラクロロエチレン	＜　0.001	シマジン	＜　0.0003
アルキル水銀化合物	ND(＜0.0005)	ジクロロメタン	＜　0.002	チオベンカルブ	＜　0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	＜　0.0005	四塩化炭素	＜　0.0002	ベンゼン	＜　0.001
カドミウム及びその化合物	＜　0.0003	1,2-ジクロロエタン	＜　0.0004	セレン及びその化合物	＜　0.001
鉛及びその化合物	＜　0.001	1,1-ジクロロエチレン	＜　0.01	1,4-ジオキサン	＜　0.005
六価クロム化合物	＜　0.005	1,2-ジクロロエチレン	＜　0.004	塩化ビニルモノマー	＜　0.0002
砒（ひ）素及びその化合物	＜　0.002	1,1,1-トリクロロエタン	＜　0.001	異常の有無	無
シアン化合物	ND(＜0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	＜　0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	ND(＜0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	＜　0.0002	講じた措置の内容	